

## D P Cについて②

### (D P C評価分科会提案書に係る検討内容の整理)

提案書「第2 D P C対象病院のあり方について」に関しては、11月21日の本小委員会において、更に検討を要するとされたところ、以下に前回の検討内容の整理を行った。

#### 第1 合意された事項

##### 【論点1】(平成18年度基準の取扱について)

平成18年度の基準については、平成20年度以降のD P C対象病院も満たさなければならないこととする。

##### 【論点2-1】(一定期間のデータ提出について)

季節変動等の不安定要素を除くには、本来通年で12ヶ月のデータの提出を求め、これを基に計算すべきである。D P C制度を安定的に運用するには、データの安定性が重要であり、そのためデータの質・量を確保する観点から、現状においては「2年間(合計で10ヶ月分のデータ)」とする。

##### 【論点2-2】(適切なデータ提出について)

イ 「適切にデータを提出できる」とは、提出期限の厳守及びデータの正確性等(例えば、適切に診断群分類が決定されていることや薬剤の使用量の入力ミス等がないこと等)が確保できることである。

ロ 既にD P C対象病院となっている医療機関に対しても、同様に適切なデータの提出を求めるとともに、データの質に重大な疑問等があった場合については、当分科会でその原因等について調査し、改善を求めることとする。

##### 【論点2-3】((データ/病床)比について)

(データ/病床)比=8.75\*とする。

※ 平成16年度に要件としていた「3.5(7~10月の4ヶ月の期間で算定した場合)」に相当

## 第2 検討すべき事項

- 1 平成19年度DPC準備病院については、2年間分のデータ提出後の平成21年度にDPCの対象とするかどうか。
- 2 平成20年度DPC対象病院の基準については、以下の2案のいずれにするか。

### 【基準案1】

「軽症の急性期入院医療も含めてDPCの対象とする」  
DPC対象病院の基準は、第1に掲げたものにする。

### 【基準案2】

「ある程度以上の重症の急性期入院医療をDPCの対象とする」  
DPC対象病院の基準は、第1に掲げたものに加えて、ある程度の重症の急性期入院医療を提供していることとする。

なお、既にDPCの対象となっている病院が、平成20年度DPC対象病院の基準のうち、新たに設けられた事項を満たしていない場合の取扱いについては、一定の経過措置を設けた上で、その事項を満たすことを求めるべきである。

- 3 平成20年度以降、速やかに以下のことを検討することとする。
  - (1) 基準を満たすことのできないDPC対象病院等についてはDPCの対象としないこととするなど、その具体的なルールの在り方
  - (2) DPC制度の在り方や調整係数の廃止に伴う新たな機能評価係数等